

## 成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山倫行

第26回

### 労務(問題社員への対応)

**Q** 当社には問題行動を繰り返す社員がいます。これまで、何度も注意し、話し合いを行ってきたのですが、悪びれる様子もなく改善の見込みもありません。当社としては、辞めてもらいたくないからと考えています。対応を進める際の注意点を教えて下さい。

**A** 辞めてもういたくないからと考えて、いきなり解雇してしまうと、後からの問題になる可能性があると聞いています。対応を進める際の注意点を教えて下さい。

展するリスクが高まります。解雇は最後の手段と捉えて頂き、本稿の内容を参考にしつつ、段階的な対応を進めて下さい。

直ちに解雇に踏みきるべきではない

社員を解雇する場合、雇用契約書や就業規則に規定する解雇事由に該当することを確認したうえで、更に「解雇は、客観的に合理的な理由を欠いてはならない」と認められない場合

があります。そこで、会社が改善の見込みは薄いと判断したとしても、直ちに解雇に踏みきるのは得策ではないと考えて下さい。

指導内容の記録を確認する

問題社員に対して、これまで何度も注意し、話し合いを行ってきたと

### 記録の残し方も工夫する

指導記録の残し方に付いて工夫が必要です。同種の相談を受け、存在する指導記録を確認して下さい。

いる。「〇〇〇〇田江、伝達した内容だけを記録〇〇と指導した」というに残すのではなく、それかを確認して下さい。十分な記録が残されていない場合は問題ありませんが、十分な記録が残されない場合には、改めて指導内容の記録化から始める必要があります。記録がなければ、どのように問題行動があり、それを捉えて頂き、本稿の内容を参考にしつつ、段階的な対応を進めて下さい。

問題行動の具体的な内容(誰が、誰に対して、いつ、どこで、何をした)を記録するとともに、誰が誰に対して具体的にどのような言葉で問題点を指摘したのかを明らかにして、当該社員の言動に対する具体的な改善指示内容を会社が明示し、それらを記録に残すようにして下さい。そうすることによって、問題社員と会社の間で紛争に発展した場合に、会社の対応の正当性が証明できず、会社が裁判所から不利な判断をされる可能性が高まります。

転勤や配置転換を検討し実施する

指導を重ねても、問題

社員の言動が改善されない場合には、会社としても何らかの処遇を検討しなければなりません。そ

の際に、すぐに辞めさせようとするリスクが高まりま

す。自主退職や解雇を検討するのではなく、紛争に発展するリスクが高まります。

避けるのが、基本的な発想になります。

## 解雇以外の処分を 検討し実施する

それで、もし適当な転勤先があり、または配置転換が可能な場合には、転勤や配置転換を命じ、職場環境や職種を変えることで、本人の改善が見込めないかを検討して下さい。

転勤や配置転換命令を出す場合、後に命令の有効性が争われないようするためにも、事前に雇用契約書と就業規則の規定に、①業務上の都合で転勤や配置転換を命ずることができる旨を定めた規定があることと、②勤務地や職種が限定されないことを確認したう

えで行って下さい。また、転勤や配置転換を行なう業務上の必要性が無い場合や、業務上の必要性がある場合も、不當な動機・目的をもってなされた場合、労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせる場合等に、転勤や配置転換命令は権利の濫用に当たると判断されることがありますので、注意が必要です。

あくまで本人に改善の機会を与えて職場秩序を保つことを目的としていると思いませんが、何かの懲戒処分が定められた問題行動の内容に応じた解雇など、軽いものから重いものまで順にいくつあるかの懲戒処分が定められています。

あくまで自主的に会社を離れるのではなくて、問題行動の内容に応じた解雇以外の処分を選択し、懲戒処分を行って下さい。余程、重大な非違行為が無い限り、他の懲戒処分を経ずにいきなり解雇してしまうと裁判所で不当解雇と判断されたり、訴が高まるからです。

行ったものの、やはり改善の見込みがない場合、改善が見られず、自主退職してもらわざるを得ませんか、その場合でもいきなり解雇せずに、自己退職を促して下さい。

適当な転勤先や配置転換先が無かったり、また転勤や配置転換を命じたものの拒否されたりした場合は、自社の就業規則を確認したうえで、懲戒処分を検討することになります。ほとんどの就業規則では、譴責や戒告、戒処分を検討することになります。

会社から問題社員に対して、3日前までに解雇をもってなされた場合、リットが無いと伝えつつ、退職金制度がある会社の場合には懲戒解雇となりますが、ほとんどの就業規則では、譴責や戒告、戒処分を検討することになります。

会社から問題社員に対して、3日前までに解雇をもってなされた場合、リットが無いと伝えつつ、退職金制度がある会社の場合には懲戒解雇となりますが、ほとんどの就業規則では、譴責や戒告、戒処分を検討することになります。

## 自主退職を促す

解雇以外の懲戒処分を

## 解雇する

上記の手続きを進めて

アントニッシュス総合法律事務所  
北海道札幌市中央区  
大通西11の4の22F  
2大通藤井ビル8F  
011・2110・7501

http://ambitious.gr.jp/